

安否確認サービス「ぶじっ」利用規約

第4版

株式会社YCC情報システム

利 用 規 約

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 当社は、この利用規約（以下単に「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。

(定義)

第2条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス 利用規約に基づき当社がクラウドサービスプロバイダーとして契約者に提供する別紙A所定の安否確認サービス「ぶじっ」
- (2) 契約者 利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (3) 利用契約 利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (4) 利用契約等 利用契約及び利用規約
- (5) 契約者設備 本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピューター、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (6) 本サービス用設備等 本サービスを提供するにあたり利用するマイクロソフト社が設置するコンピューター設備、電気通信設備、その他の機器及びソフトウェア、電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (7) 消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
- (8) 認証番号 契約者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (9) 管理パスワード 管理者ページを更新する者とその他の者を識別するために用いられる符号

(通知)

第3条 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(利用規約の変更)

第4条 当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、1週間の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に電子メールにより通知するものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

第6条 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、山形地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第9条 利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社ホームページに掲載の『「ぶじっ」お申し込みフォーム』もしくは『利用申込書』から利用申し込みを行い、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。

- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
- (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
- (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) その他当社が不相当と判断したとき

(変更通知)

第10条 契約者は、認証番号及び管理パスワードの変更を希望または、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社ホームページに掲載の『「ぶじっ」お問い合わせフォーム』から変更予定日の1ヶ月前までに当社に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 当社は、契約者が第15条（当社からの利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を

停止することができるものとします。

3. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用期間)

第12条 本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、契約者は期間満了1ヶ月前までに当社ホームページに掲載の『「ぶじっ」お問い合わせフォーム』から契約終了の意思表示又は当社から契約者に別段の意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

2. 当社は、本サービスの利用期間満了の1ヶ月前までに、契約者に利用契約の変更内容を通知することにより、更新後における本サービスの内容及び利用料金その他利用契約内容を変更することができるものとします。

(最短利用期間)

第13条 本サービスの最短利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した翌月から起算して12ヶ月とします。

2. 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第14条（契約者からの利用契約の解約）に従うことに加え、当社が定める期限までに、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額を一括して当社に支払うものとします。

(契約者からの利用契約の解約)

第14条 契約者は、解約希望日の1ヶ月前までに当社ホームページに掲載の『「ぶじっ」お問い合わせフォーム』から当社に通知することにより、解約希望日の月末日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が1ヶ月未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より1ヶ月後の月末日を契約者の解約希望日とみなすものとします。

2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

(当社からの利用契約の解除)

第15条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
- (2) 支払停止又は支払不能となった場合
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内には是正されない場合
- (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第16条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の1ヶ月前までに契約者に通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

(契約終了後の処理)

第17条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた全ての資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに契約者の責任で消去するものとします。また、契約者設備などに格納された資料等についても、契約者の責任で消去するものとします。

2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに当社の責任で消去するものとします。また、本サービス用設備等に記録されたデータについても、当社の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

(本サービスの内容)

第18条 当社が提供する本サービスの内容は、別紙Aに定めるものとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

- (1) 第34条(免責)第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
- (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

(本サービスの提供区域)

第19条 本サービスの提供区域は、日本国内及び海外とします。

(導入支援及びサポート)

第20条 当社は、別紙Aに定める導入支援サービス及びサポートサービスを利用契約に基づき契約者に対して提供するものとします。

第4章 利用料金

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第21条 本サービスの利用料金、算定方法等は、別紙Bの料金表に定めるとおりとします。なお、利用料金は毎月1日時点で登録された利用人数に応じた料金になります。

(利用料金の支払義務)

第22条 契約者は、別紙Bの料金表に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき、毎月1日時点で登録された利用人数に応じた利用料金を支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第11条(一時的な中断及び提供停止)第2項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 利用期間において、第11条(一時的な中断及び提供停止)に定める本サービスの提

供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。

(利用料金の支払方法)

第23条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

(1) 請求書により決済する場合、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うか、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日までに、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。

(2) その他当社が定める支払方法により支払うものとします。

2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

(遅延利息)

第24条 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務等

(自己責任の原則)

第25条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者が登録する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で登録されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

(利用責任者)

第26条 契約者は、本サービスの利用に関するご担当者様をあらかじめ定められた上、第9条所定の『「ぶじっ」お申し込みフォーム』により当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則としてご担当者様を通じて行うものとします。

2. 契約者は、『「ぶじっ」お申し込みフォーム』に記載したご担当者様に変更が生じた場合、当社に対し、『「ぶじっ」お申し込みフォーム』にて速やかに通知するものとします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第27条 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。

3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて登録するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

(認証番号及び管理パスワード)

第28条 契約者は、認証番号及び管理パスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。認証番号及び管理パスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者の認証番号及び管理パスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。

2. 第三者が契約者の認証番号及び管理パスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失により認証番号及び管理パスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(禁止事項)

第29条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

(1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為

(3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為

(4) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為

(5) わいせつ、児童ポルノにあたる文書等を掲載する行為

(6) 本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

(7) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者の登録した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為又は契約者が登録する(契約者の利用とみなされる場合も含まれます。)情報(データ、コンテンツを含みます。)を監視する義務を負うものではありません。

第6章 当社の義務等

(善管注意義務)

第30条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

第31条 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備等に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備等を修理又は復旧します。

3. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い)

第32条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

(損害賠償の制限)

第33条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任期間は利用契約成立日から1年とし、その範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は障害発生年度の月額費用を上限とします。

(免責)

第34条 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備等までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備等からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備等への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への

- 第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備等のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 本サービス用設備等のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (11) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

< 変更履歴 >

第2版 2011.12.27

- ・第1章,第9条 申込方法として「利用申込書」の記述を追加
- ・別紙A 家族安否確認サービス(オプション)の記述を追加
- ・別紙B 家族安否確認サービス(オプション)の料金表を追加

第3版 2012.05.01

- ・別紙A 「1. 本サービスの内容」の見直し
- ・別紙B 「2. 同報メールの月あたり送信数の上限超過(別料金)」の追加
- ・別紙B 「4. その他オプション(個別お見積り)」の追加

第4版 2014.03.13

- ・別紙B 価格表示を税込価格から税別価格に変更

別紙A

1. 本サービスの内容

- (1) 基本機能（安否登録、登録内容確認、掲示板、管理者向け機能など）
- (2) 同報メール送信（一部、別料金）
- (3) 家族安否確認（オプション価格）

2. 本サービス利用可能時間

原則として24時間365日。ただし、本利用規約第11条の定めるときを除く。

3. 導入支援サービス

(1) 運用・操作指導（トレーニング）

- ①内容：本サービスの利用方法に関する説明
- ②対象者：契約者のサービス窓口担当者
- ③期間：利用申込日から1ヶ月
- ④方法：電話、FAX、電子メール

(2) 初期設定（グループ、メンバー、項目名、選択項目）作業支援

原則として契約者作業となります。ただし、メンバー登録作業は当社にメンバーデータが記載されている「利用者情報管理シート」を提供していただいた場合には、当社にて初期設定作業支援を行います。

4. サポートサービス

当社がサポートサービスを提供する場合、サービスの内容は以下のとおりとします。

(1) 内容と種類

- ①本サービスの利用方法に関する質問への回答及び助言
- ②契約者設備の利用方法に関する質問への回答及び助言
- ③契約者設備の障害部位の切り分け、障害復旧に関する質問への回答及び助言
- ④提供可能になった場合の本サービス用設備等におけるソフトウェアの更新版の提供

(2) ご担当者

利用契約において、電話、電子メールアドレス等の連絡先を定めるものとします。

(3) サービス時間

サービス時間：月曜日から金曜日。8時30分から17時20分まで。ただし、国民の休日に関する法律に定める休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

5. 契約者設備に関する仕様

契約者は、以下の仕様を充たす契約者設備を設定・維持するものとします。

(1) 動作環境

インターネットに接続可能なパソコン、携帯電話、スマートフォン等。ただし、携帯電話によっては正常に動作しないこともあります。

(2) 電気通信回線

インターネット接続回線

6. セキュリティ

マイクロソフト社の Windows Azure サービス用設備によるものとなります。

7. データ管理

マイクロソフト社の Windows Azure サービス用設備によるものとなります。

別紙B（料金表）

1. ぶじっ 料金表

利用人数	月額（消費税別）
1 ～ 50人	5,000円
51 ～ 100人	5,500円
101 ～ 150人	6,000円
151 ～ 200人	6,500円
201 ～ 250人	7,000円
251 ～ 300人	7,500円
301 ～ 350人	8,000円
351 ～ 400人	8,500円
401 ～ 500人	10,000円
501人以上	別途お見積もり致します。

2. 同報メールの月あたり送信数の上限超過（別料金）

毎月1日時点で登録された利用人数の30倍を超えるメールが送信された場合、超過1,000メール毎に月額100円（消費税別）を別料金と致します。【*1】別料金が発生した場合は、翌月の本体請求額に加算致します。なお、契約者指定のメールサーバーから送信されたメールは超過対象外と致します。

【*1】想定される月あたりのメール送信の最大値

東日本大震災クラスの災害が発生した場合、安否確認のために利用者全員へ送信する同報メールは、月あたり最大30回（1日1回×30日間）を想定しております。この値は通常、超えることがないものと想定しておりますが、万が一、過剰な回数のメール送信を行った場合はこの限りではありません。

3. 家族安否確認（オプション価格）

家族数	月額（消費税別）
1家族認証IDあたり	50円

4. その他オプション（個別お見積り）

利用料金等については別途個別契約書にて定めます。